

花島公園外1公園維持管理業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 花島公園、動物公園における年間維持管理業務に係る受託候補者を選定するため、千葉市都市局公園緑地部内に花島公園外1公園維持管理業務委託プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 提出された企画提案書等について審査・評価し、審議を行うこと
- (2) 審議結果を踏まえた受託候補者の選定に関すること
- (3) その他必要と認められること

(審査方法)

第3条 選定委員会は、提出された企画提案書等について、別に定める選定基準に基づき、審査・評価し、受託候補者を選定する。

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び委員には、別表に掲げる役職にある者を充てる。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定める者が、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第5条 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(開催)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(資料の提出等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、花見川・稲毛公園緑地事務所、動物公園において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年2月7日から施行する。
- 2 昭和の森外2公園維持管理業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱は、廃止する。
- 3 この要綱は、令和4年3月10日から施行する。

別 表

委員長	公園緑地部長
委員	公園管理課長 花見川・稲毛公園緑地事務所長 動物公園副園長